

改正

平成30年10月30日規則第19号

令和2年3月27日規則第6号

令和3年3月31日規則第7号

令和3年9月29日規則第16号

令和5年3月31日規則第20号

志免町学童保育事業実施に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志免町学童保育事業実施に関する条例（平成29年志免町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 条例第2条に規定する志免町学童保育事業（以下「事業」という。）の実施主体は、志免町とする。

2 町長は、事業の全部又はその一部を適正な事業の運営が確保できると認められる法人その他の団体（以下「運営事業者」という。）に委託することができるものとする。

(定員)

第3条 条例第3条に規定する事業を実施する場所（以下「学童保育所」という。）の定員は、別表第1のとおりとする。

2 町長は、在籍する児童の出席の実態等を考慮し、学童保育所運営上支障がないと認めるときは、定員を超えて利用させることができる。

(学童保育所の利用対象事由)

第4条 条例第4条に規定する保護者の就労等の事由は、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 保護者の就労（自営労働専従を含む。）による場合
- (2) 保護者の疾病による場合
- (3) 保護者の家族等の介護や看護による場合
- (4) 保護者の技能習得等のための就学による場合
- (5) 保護者の妊娠・出産による場合

(6) その他町長が特に必要があると認める場合

(利用申請)

第5条 学童保育所を利用しようとする児童の保護者は、学童保育所利用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用承認)

第6条 町長は、前条に規定する学童保育所利用申請書が提出されたときは、必要な審査を行い、利用承認又は不承認の決定をするものとする。

2 町長は、審査を行うに当たって必要があると認めるときは、児童の保護者に書類の提出を求めることができる。

3 町長は、学童保育所の利用承認をしたときは、学童保育所利用承認通知書兼利用料納入通知書（様式第2号）により児童の保護者に通知するとともに、当該児童を学童保育所利用児童登録簿（様式第3号）に登録するものとする。

4 学童保育所の利用承認期間は、4月1日から利用する場合は4月1日から翌年の3月31日まで、その他の場合は利用承認日から当該日以降最初の3月31日までとする。

(利用不承認)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないことができる。

(1) 当該学童保育所の利用人数が定員に達しているとき又は定員に達していない場合であっても人的体制が整っていないとき。

(2) 学童保育所を利用しようとする児童が、疾病その他心身等の状況により特別の支援を必要とする場合に、当該学童保育所の人的体制又は設備体制が整っておらず対応できないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が利用を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項第1号の規定により利用の承認をしないときは、学童保育所利用保留通知書（様式第4号）により当該児童の保護者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により保留となった児童について、当該児童が利用しようとする日の属する年度の末日までの間に、利用を希望する学童保育所に欠員が生じたときは、当該年度における学童保育所の利用のために既に提出された第5条に規定する申請書をもって、利用承認をすることができる。

4 町長は、第1項第2号又は第3号の規定に該当すると認めるときは、学童保育所利用不承認通知書（様式第5号）により当該児童の保護者に通知するものとする。

(利用承認の取消し)

第8条 町長は、第6条の利用承認を受けた児童（以下「利用児童」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条に該当しなくなった場合
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって利用しない場合
- (3) 利用の申し込みに虚偽があることが判明した場合
- (4) 条例又はこの規則に違反し、町長の指示に従わない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合

2 町長は、前項の規定により利用承認を取り消したときは、学童保育所利用承認取消通知書（様式第6号）により当該児童の保護者に通知するものとする。

(利用の停止)

第9条 町長は、利用児童が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により在籍する小学校において出席停止となったときは、学童保育所の利用を停止することができる。

2 町長は、前項の規定により利用の停止をするときは、学童保育所利用停止通知書（様式第7号）により当該児童の保護者に通知するものとする。ただし、緊急に利用を停止する必要があると認めるときは、口頭により通知することができるものとする。

(利用中止の届出)

第10条 学童保育所の利用を止めようとする児童の保護者は、学童保育所利用中止届出書（様式第8号）を利用中止日の属する月の末日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により利用中止の届出があったときは、学童保育所利用中止通知書（様式第9号）により当該児童の保護者に通知するものとする。

(利用変更の届出)

第11条 利用児童の保護者は、学童保育所利用申請書の内容に変更があるときは、学童保育所利用変更届出書（様式第10号）により速やかに町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の届出に対し、当該児童に係る学童保育所利用児童登録簿を修正し、利用料の変更がある場合は、学童保育所利用料納入変更通知書（様式第11号）により当該児童の保護者に通知するものとする。

(延長保育の届出)

第12条 条例第6条第2項に規定する延長保育のうち、条例第8条第2項第1号の1月単位で利用する児童の保護者は、利用月の前月末日までに町長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、第5条に規定する児童の保護者にあつては学童保育所利用申請書、利用児童の保護者にあつては学童保育所利用変更届出書により行うものとする。

(利用料)

第13条 利用児童の保護者は、条例第8条第1項及び第2項第1号に規定する利用料を、学童保育所利用承認通知書兼利用料納入通知書又は学童保育所利用料納入変更通知書に基づき納付期限までに支払わなければならない。

- 2 利用児童の保護者は、条例第8条第2項第2号及び第3項に規定する利用料については、その都度、支払わなければならない。
- 3 利用児童の保護者は、条例に定める保育時間（この項において延長保育を含む。）を超えて利用した場合は、条例第8条第3項の利用料を準用し、その都度、支払わなければならない。

(収納事務の委託)

第14条 町長は、第2条第2項の規定により学童保育所の運営を委託した運営事業者が条例第8条に規定する利用料の収納事務を委託することができる。

(利用料の減免)

第15条 条例第9条の規定による利用料の減免は、条例第8条第1項の利用料について、別表第2に掲げる額とする。

(利用料の減免手続等)

第16条 条例第9条の規定による利用料の減免を受けようとする利用児童の保護者は、学童保育所利用料減免申請書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

- 2 保護者は、同一世帯の者について前住所地の課税証明等が必要な場合は、前項の申請書に当該書類を添えて町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否及び減免額を決定し、学童保育所利用料減免（却下）決定通知書（様式第13号）により、当該保護者に通知するものとする。
- 4 減免の適用は、減免申請書の提出月からとする。
- 5 別表第2第2項及び第3項を理由とする利用料の減免は、4月分から8月分までについては前年度の課税状況、9月分から3月分までについては当該年度の課税状況により決定するものとする。
- 6 減免を受けている保護者は、当該減免の理由が消滅したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

7 町長は、減免を受けている保護者の当該減免の理由が消滅したと認められたとき、又は申請の理由に虚偽があったと認められたときは、減免の決定を取り消すものとする。この場合において、当該保護者は、すでに減免をした利用料の全部又は一部を返納しなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成30年10月30日規則第19号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月29日規則第16号)

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、改正後の志免町学童保育事業実施に関する条例施行規則の規定は、令和3年9月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際、改正前の志免町学童保育事業実施に関する条例施行規則に定められた様式は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	定員
志免中央第一学童保育所	40人
志免中央第二学童保育所	40人

志免中央第三学童保育所	40人
志免中央第四学童保育所	40人
志免東第一学童保育所	60人
志免東第二学童保育所	60人
志免西第一学童保育所	40人
志免西第二学童保育所	40人
志免西第三学童保育所	40人
志免西第四学童保育所	40人
志免西第五学童保育所	40人
志免西第六学童保育所	40人
志免西第七学童保育所	40人
志免南第一学童保育所	60人
志免南第二学童保育所	40人

別表第2（第15条、第16条関係）

	理由	減免額
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	全額
2	市町村民税非課税世帯	半額

様式第1号 (第5条、第12条関係)
 様式第1号(第5条、第12条関係)

学童保育所利用申請書

年 月 日

志免町長 様

学童保育所を利用したいので、次のとおり申請します。

学童保育所の利用申請及び利用中において、町が就労状況及び世帯状況を調査並びに確認すること及び幼稚園、保育所、小学校、児童福祉施設等の地域関係機関との間で当該児童に関する情報を共有することに同意します。

【 年度】

保護者氏名	(ふりがな：)	利用学童 保育所名	学童保育所
住 所	志免町	電話番号	保護者①TEL 続柄 ()
			保護者②TEL 続柄 ()
利用理由	就労 ・ 就学 ・ 疾病 ・ 介護、看護 ・ 妊娠、出産 ・ その他 ()		
きょうだい児のうち1人だけ利用が可能になった場合、学年が下の児童だけでも利用を希望 < する・しない >			

<児童の状況>学年は、利用を希望する年度の4月1日時点の学年を記入してください。

ふりがな 児童氏名	男 女	生年月日		新 年生	月極延長 保育の申込 (月額3,000円)
		年 月 日	日生		
利用予定日数	週 日利用予定	今までの利用状況	年度・	年度	有 ・ 無
ふりがな 児童氏名	男 女	生年月日		新 年生	月極延長 保育の申込 (月額3,000円)
		年 月 日	日生		
利用予定日数	週 日利用予定	今までの利用状況	年度・	年度	有 ・ 無
ふりがな 児童氏名	男 女	生年月日		新 年生	月極延長 保育の申込 (月額3,000円)
		年 月 日	日生		
利用予定日数	週 日利用予定	今までの利用状況	年度・	年度	有 ・ 無
※児童に関する事項 ①通級・特別支援学級利用 (あり ・ なし) ②療育機関利用 (あり ・ なし) (療育機関名：) ③アレルギーの有無 (あり ・ なし) (種類：) ④その他 ()			※就学前に通園していた幼稚園・保育園等		

<同居の保護者及び家族、親族の状況>

氏 名	続柄	勤務先・学校名等	氏 名	続柄	勤務先・学校名等

【添付書類】・・・裏面に記載の書類

(裏面)

【添付書類】保護者のほかに同居・同一敷地内の親族(申込年度の4月1日現在、18歳以上64歳未満)も書類提出の対象です。

- ① 勤務している方(勤務先の証明) …勤務証明書(復職予定証明書)
- ② 自営の方(自営の証明) …勤務証明書
- ③ 勤務予定の方 …採用見込証明書
- ④ 復職予定の方 …勤務証明書(復職予定証明書)
- ⑤ 技能習得等の方(学校等の証明) …在学証明書等(保護者が在学中の場合は「在学期間」「通学日数」「時間」等が記載されたもの。証明書がない場合は学校記載・押印による証明を提出すること)
- ⑥ 入院・通院等の方 …医師の診断書
- ⑦ 障がいのある方 …障害者手帳の写し及び医師の診断書
- ⑧ 介護・看護をしている方 …介護・看護の対象者の身体障害者手帳等の写し、医師の診断書(任意様式。要介護・看護状態の分かるもの)及び介護申出書
- ⑨ 妊娠・出産の方 …受診済み妊婦健診補助券の写し(出産予定日がわかるもの)

※ ⑤の在学証明書及び⑧の医師の診断書以外は、志免町指定の様式を使うこと。

※ ⑥⑦⑧の医師の診断書は、省略できる場合があります。

【月極延長保育の申し込みについて】

※月極延長保育を申し込む方は、次の事項に同意の上、申請してください。

- ・4月利用料から口座引き落としになること。
(年度途中から利用の場合は、申込翌月からの適用・口座引き落とし)
- ・4月の新1年生の延長保育は、入学式の翌日以降の登校日からの利用になること。
- ・原則19時までには迎えに来ること。
- ・月曜日から金曜日に利用すること。
(土曜日、長期休暇、学校休業日、振替日の場合は利用しないこと。)
- ・利用がない場合でも利用料の返金は求めないこと。

第 号
 年 月 日

_____様

志免町長

学童保育所利用承認通知書兼利用料納入通知書

申請のあった学童保育所利用について、下記のとおり承認し、利用料納入について通知します。

記

【 年度】

児童氏名		利用学童 保育所名	学童保育所
保護者氏名			
承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
遵守する事項	1 申請事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 2 児童が欠席・早退するときは、事前に学童保育所に連絡すること。		
利用料	月額	円	年 月分から
	延長保育 月額	円	年 月分から
			納付期限は 毎月25日
備考			

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、志免町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、志免町長を被告として(訴訟において志免町を代表する者は、志免町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

_____様

志免町長

学童保育所利用保留通知書

申請のあった学童保育所利用について、下記のとおり保留することを決定したので通知します。

記

【 年度】

児 童 氏 名	
保 護 者 住 所	
学 童 保 育 所 名	
保 留 の 理 由	志免町学童保育事業実施に関する条例施行規則第7条第1項第1号に該当するため
保 留 内 容	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、志免町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、志免町長を被告として(訴訟において志免町を代表する者は、志免町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

_____様

志免町長

学童保育所利用不承認通知書

申請のあった学童保育所利用について、下記のとおり承認しないことを決定したので通知します。

記

【 年度】

児 童 氏 名	
保 護 者 氏 名	
学 童 保 育 所 名	
不 承 認 の 理 由	志免町学童保育事業実施に関する条例施行規則第7条第1項第 号に該当するため
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、志免町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、志免町長を被告として(訴訟において志免町を代表する者は、志免町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

志免町長

学童保育所利用承認取消通知書

申請のあった学童保育所利用について、下記のとおりその承認を取り消したので通知します。

記

【 年度】

承認取消年月日	年 月 日
児 童 氏 名	
保 護 者 氏 名	
学 童 保 育 所 名	
取 消 の 理 由	志免町学童保育事業実施に関する条例施行規則第8条第1項第 号に該当するため
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、志免町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、志免町長を被告として(訴訟において志免町を代表する者は、志免町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

志免町長

学童保育所利用停止通知書

年 月 日付けで下記の理由により学童保育所の利用を停止したので通知
します。

記

【 年度】

児 童 氏 名	
保 護 者 氏 名	
学 童 保 育 所 名	
停 止 の 理 由	志免町学童保育事業実施に関する条例施行規則第9条第1項に該当 するため
停 止 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、志免町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、志免町長を被告として(訴訟において志免町を代表する者は、志免町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

学童保育所利用中止届出書

志免町長 様

住 所

保護者氏名

電 話 ()

下記のとおり学童保育所の利用を中止します。

記

【 年度】

利用中止年月日	年 月 日
児 童 氏 名	
学 童 保 育 所 名	志免(中央・東・西・南)第()学童保育所
利 用 中 止 理 由	

様式第9号(第10条関係)
様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

_____様

志免町長

学童保育所利用中止通知書

年 月 日付けで届出があった学童保育所利用中止について、下記のとおり通知します。

記

【 年度】

児 童 氏 名	
保 護 者 氏 名	
学 童 保 育 所 名	
利用中止年月日	年 月 日
口座振替中止月	年 月

様式第10号 (第11条、第12条関係)
 様式第10号 (第11条、第12条関係)

学童保育所利用変更届出書

年 月 日

志免町長 様

住 所

保護者氏名

電 話 ()

既に提出しています学童保育所利用申請書の記載事項に変更がありますので、下記のとおり届け出ます。

記

【 年度】

学童保育所名	志免（中央・東・西・南）第（ ）学童保育所
児 童 氏 名	

変更事項（□にレ）	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 住 所		
<input type="checkbox"/> 氏 名		
<input type="checkbox"/> 保護者の状況		
<input type="checkbox"/> そ の 他		

<input type="checkbox"/> 月極延長保育 _____月から変更			
児 童 氏 名	学年	変更前	変更後
	年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 届出に伴う同意事項を、裏面に記載しています。

(裏面)

【月極延長保育について】

※月極延長保育を申し込む方は、次の事項に同意の上、届出してください。

- ・ 4月利用料から口座引き落としになること。
(年度途中から利用の場合は、申込翌月からの適用・口座引き落とし)
- ・ 4月の新1年生の延長保育は、入学式の翌日以降の登校日からの利用になること。
- ・ 原則19時までに迎えに来ること。
- ・ 月曜日から金曜日に利用すること。
(土曜日、長期休暇、学校休業日、振替日の場合は利用しないこと。)
- ・ 利用がない場合でも利用料の返金は求めないこと。

第 号
年 月 日

様

学童保育所利用料納入変更通知書

志免町長

変更届のあった学童保育所利用について、下記のとおり利用料納入変更を通知します。

記

【 年度】

児 童 氏 名		学童保育所名	学童保育所
---------	--	--------	-------

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
利 用 料	月額 円 月分まで	月額 円 月分から
	延長保育 月額 円 月分まで	延長保育 月額 円 月分から
遵 守 す る 事 項	1 申請事項に変更があったときは、直ちに届け出ること。 2 児童が欠席・早退するときは、事前に学童保育所に連絡すること。	
備 考		

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、志免町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、志免町長を被告として(訴訟において志免町を代表する者は、志免町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

学童保育所利用料減免申請書

志免町長 様

申請者 住 所

保護者氏名

電 話 ()

利用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

減免の審査に伴い、町が住民基本台帳情報、町民税情報、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況を調査すること及び収納事務を行う運営事業者に収納すべき利用料に関する情報を提供することに同意します。

年度	減免申請月	年 月から	年 月分まで
学童保育所名	志免(中央・東・西・南)第()学童保育所		
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
		生年月日	年 月 日
		生年月日	年 月 日
減免申請の理由	1	生活保護法の規定による被保護世帯	
	2	市町村民税非課税世帯	
添 付 書 類	1.前住所地の市町村民税課税等の証明書が必要な場合は当該証明書 2.ひとり親家庭であることがわかる書類(戸籍等) 3.その他		

第 号
年 月 日

_____様

志免町長

学童保育所利用料減免（却下）決定通知書

申請のありました_____年度_____年_____月から_____年_____月分の利用料の減免について、審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

審査の結果	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
却下の場合の理由		

児童氏名		
学童保育所名		
減免区分	<input type="checkbox"/> 全額減免	<input type="checkbox"/> 半額減免
減免期間		

※ 減免を受ける事由が消滅したときは、速やかに町長に申し出てください。

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、志免町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、志免町長を被告として（訴訟において志免町を代表する者は、志免町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。